

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

(1) 本協定は、派遣先で

- ① ビル清掃員業務
- ② ビル設備管理員業務
- ③ 一般事務員業務
- ④ 駐車場・駐輪場管理人業務
- ⑤ その他居住施設等の管理業務

上記①②③④⑤に従事する従業員に適用する。

有効期間

(2) 本協定の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間とする。

2025年 3月18日

東京美装興業株式会社

労働者派遣事業

許可番号

派13-309504

有効期間

令和4年3月 1日から

令和8年2月28日まで

派遣マージン率等の公開資料

労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

1. 労働者派遣の実績およびマージン率等

2025年3月18日時点

派遣事業所	派遣労働者数	派遣先事業所数	①派遣料金 (1日8時間当たりの平均) ※単位:円	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均) ※単位:円	マージン率 (①-②)÷① ※単位:%
本社	8	4	20,578	15,505	24.7
千葉支店	0	0			
神奈川支店	11	1	22,479	13,269	41.0
北関東支店	7	2	22,656	16,997	25.0
茨城営業所	4	1	17,804	13,213	25.8
東北支店	8	4	18,315	11,817	35.5
関西支店	3	3	21,600	17,663	18.2
九州支店	0	0			

2. 教育訓練に関する事項

キャリアアップに資する教育

- ①社内OFFJT（清掃従事者研修、設備管理技術者研修、ファシリティマネジャー研修）
- ②eラーニング（マネジメント系、PCスキル系、技術・技能系）
- ③通信教育（コンセプトualスキル、ヒューマンスキル、テクニカルスキル）

3. マージンに含まれる費用に関する事項

- ①社会保険料事業主負担分費用
(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険)
- ②有給休暇取得時にかかる賃金費用
- ③定期健康診断費用
- ④労働者募集費用(求人誌費用、インターネット費用)
- ⑤派遣労働者就業管理費用(教育訓練費用、事務管理費用)
- ⑥営業担当人件費用及び営業活動費用(通信費、印刷費等)
- ⑦事務所賃借料
- ⑧福利厚生費用(保養施設利用経費、慰安行事費用、永年勤続表彰、制服費用)
- ⑨会社運営費用

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する相談担当窓口

グループ人財戦略部 キャリアコンサルタント 望月 03-5322-2247